

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（平成27年度決算）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成27年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 77,288 千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,291,909 千円

（単位：千円）

区分		平成27年度 決算額	財源内訳				うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
			特定財源		一般財源		
			国・道支出金	その他			
社会福祉	障がい者福祉	304,866	216,361	4,564	83,941	45,892	
	高齢者福祉	45,070	2,733	4,338	37,999		
	児童福祉	543,926	223,840	87,362	232,724		
	母子福祉	63,636	14,668	2,974	45,994		
	（小計）	957,498	457,602	99,238	400,658		
社会保険	国民健康保険事業	62,112	38,132	384	23,596	24,913	
	介護保険事業	95,902	107		95,795		
	後期高齢者医療事業	117,661	19,544		98,117		
	（小計）	275,675	57,783	384	217,508		
保健衛生	疾病予防	33,129	508	1,574	31,047	6,483	
	母子保健	6,614		52	6,562		
	医療	18,993			18,993		
	（小計）	58,736	508	1,626	56,602		
合計		1,291,909	515,893	101,248	674,768	77,288	

※各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。